

教育振興基本計画における情報教育・ICT利活用の扱われ方

中園 長新†

麗澤大学 国際学部†

1. 研究の背景と目的

日本の教育においてもっとも基本的な法律である教育基本法は、2006（平成 18）年に全面改正された。その第 17 条では次の通り「教育振興基本計画」について規定されている。

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本研究では教育基本法第 17 条第 1 項に基づいて定められる、国（政府）としての教育振興基本計画（以下、単に教育振興基本計画あるいは計画と表記する）に着目する。教育振興基本計画は日本における教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るためのものであり、国全体の教育の方向性を決定づけるものの一つである。教育振興基本計画は 2008（平成 20）年度以降 5 年おきに策定されており、本稿執筆時点での最新版は、2018（平成 30）年 6 月 15 日に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画である。第 1 期から第 3 期までの計画について、策定（閣議決定）の日付と対象期間を表 1 に示す。

表 1 教育振興基本計画の対象期間等

期	策定日	対象期間（年度）
1	2008（H20）.7.1	2008（H20）～2012（H24）
2	2013（H25）.6.14	2013（H25）～2017（H29）
3	2018（H30）.6.15	2018（H30）～2022（R4）

※第 3 期計画の終期については「平成 34 年度」と記されているが、本稿では元号を令和に変換して表記する。

本研究では、教育振興基本計画の中で情報教育や ICT 利活用がどのように扱われてきたのかを調査する。本調査結果の分析により、情報教育や ICT 利活用が国としての教育施策の中でど

のように位置づけられているのかを把握することができ、今後の情報教育や ICT 利活用の方向性を考察する一助になることが期待される。

2. 調査方法

本調査では、文部科学省の Web サイト⁽¹⁾に掲載されている教育振興基本計画（第 1 期～第 3 期）の本文を調査対象とする。本文全体からキーワードとして「情報」「ICT」および「IT」（英字は全角・半角の両方）を検索し、ヒットした箇所の前後を確認することで情報教育や ICT 利活用の扱われ方を確認する。なお、これらのキーワードでは検索結果に多くのノイズが含まれることが想定されるため、結果を一つずつ確認して情報教育あるいは ICT 利活用の文脈に該当するかどうかを判断した。

3. 調査結果

3.1. 策定背景における扱われ方

各計画の冒頭部分には、策定に至る背景や経緯（前期計画の成果等）が記されている。背景として、第 1 期計画では高度情報化の急速な進展、第 2 期計画では情報通信技術の進展が挙げられていた。第 3 期計画は背景等の記述が全体的に増加し、知識基盤社会、ICT 利用時間の増加、子供の SNS 利用に関する犯罪、AI・IoT・ビッグデータ、Society 5.0、情報活用能力の重要性、ICT の主体的活用といった内容が盛り込まれていた。

3.2. 情報教育の扱われ方

情報教育について、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実については、すべての計画で扱われていた。これらに加えて第 2 期計画では「個人の自立と様々な人々との協働に向けた力」の一つとして「グローバル化や情報化の進展を背景、与えられた情報を短期間に理解、再生、反復する力」という表現が見られる。第 3 期計画では「大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成」として数理・情報教育や最先端の情報技術の実践的活用に触れられており、情報教育が対象と範囲を広げて扱われていることが見て取れる。さらに第 3 期計画は「IT・データ活用能力の育成」にも触れており、データサイエンスの視点が含まれることが確認できる。

3.3. ICT 利活用の扱われ方

ICT 利活用について第 1・2 期計画では、利活用を行っていく具体的場面への言及が多く見られた。第 1 期計画では、生涯学習、「学び直し」の機会提供、教員の資質向上、学士課程教育等の質向上、質の高い教育を支える環境整備、教員が子供と向き合う環境づくりといった場面での ICT 利活用が期待されていた。第 2 期計画では、安全・安心で質の高い教育環境整備、主体的課題解決や価値創造の力を育成する学び、大学教育の質改善、新たな学びの推進、合理的配慮の基礎となる環境整備、学習の質保証・向上といった場面での ICT 利活用が挙げられていた。

第 3 期計画では、ICT 利活用を教育政策推進の基盤の一つとして位置づけ、利活用のための基盤整備として情報活用能力の育成、情報セキュリティの確保、ICT 環境整備、校務の ICT 化、大学教育における ICT 利活用推進等に言及がなされていた。また、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化に触れ、子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援として、情報モラル教育とともに情報機器の適切な活用の必要性を指摘していた。さらに、大学における ICT 利活用の具体例として、MOOC への言及もみられた。

なお、第 3 期計画では 21 個の「目標」を掲げ、それに沿った目次の項目立てがなされているが、目標 (17) として「ICT 利活用のための基盤の整備」が盛り込まれており、ICT 利活用が教育振興基本計画における重要な要素の一つとして扱われていることが確認できる。

4. 考察

調査の結果、第 1 期計画から第 3 期計画に至るまで、情報教育と ICT 利活用はいずれも教育振興における重要な要素として扱われ続けていることが明らかになった。しかし、それらの扱いは期によって若干の違いが見られる。

情報教育については、情報モラル教育を重点の一つとして維持しつつ、学力向上の基礎的な力として位置づけている点はすべての期で共通といえるが、第 3 期計画では情報教育にとどまらず、データサイエンスや AI・IoT 等との関わりを含むより広い概念として扱われていた。2017 (平成 29) 年に滋賀大学で日本初のデータサイエンス学部²⁾が設置される等、第 3 期計画の策定時期はデータサイエンスへの期待が高まった時期と一致しており、教育振興基本計画もそうした社会情勢を反映したものと考えられる。

ICT 利活用については、すべての期において情

報教育よりも多くの言及が見られた。特に第 1・2 期計画では具体的な利活用場面を想定した記述が多く、様々な教育場面での ICT 利活用が期待されていることが伺える。第 3 期計画においても ICT 利活用は教育政策推進の基盤として位置づけられ、環境整備等の重要性が指摘されていた。

以上のことから、教育振興基本計画では ICT 利活用を比較的重視して扱い、情報教育の扱いはやや弱いことが見て取れる。しかしながら計画策定の背景として Society 5.0 や AI・ビッグデータの活用等にも触れられていることから、情報教育に対する期待も盛り込まれているものと考えられる。情報教育は現代そして未来の社会を生きる上で重要な教育であるから、今後の教育振興基本計画においては情報教育についての扱いも充実していくことを期待したい。

5. まとめと今後の展望

本研究は国 (政府) の教育振興基本計画に着目し、情報教育や ICT 利活用がどのように扱われてきたのかを調査した。調査の結果、ICT 利活用については目次で項目立てがなされる等の積極的な扱いが見て取れるが、情報教育については言及が少ないことが明らかになった。

第 3 期計画は 2022 (令和 4) 年度で終了するため、前例を踏襲するならば 2023 (令和 5) 年初夏頃には新たな計画が発表されるのではないかと考えられる。次期計画に対しては日本経済団体連合会が 2022 (令和 4) 年 10 月に提言³⁾を発表しているが、その中では特に重要な指標として「大学生・高専生全体に占める数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル) 履修者の割合を 100%」や「学習者用デジタル教科書の整備率を 90%」等の、情報教育・ICT 利活用に関連する項目が挙げられている。こうした社会の動きを踏まえて次期計画がどのように策定されるか、今後も調査を継続する。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP17K14048 および JP21K02864 の助成を受けたものである。

参考文献

- (1) 文部科学省「教育振興基本計画」
https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm
(2023-01-06 閲覧)
- (2) 滋賀大学「データサイエンス学部」<https://www.shiga-u.ac.jp/faculty/ds/> (2023-01-06 閲覧)
- (3) 日本経済団体連合会 (2022) 「「次期教育振興基本計画」策定に向けた提言：主体的な学びを通じ、未来を切り拓くことができる多様な人材の育成に向けて」日本経済団体連合会。